

I はじめに

1. 計画の目的

志摩市は、三重県の東南部に位置し、全域が伊勢志摩国立公園に含まれ、里山と湾が複雑に入り組んだリアス海岸による美しい自然につつまれています。古くは、豊かな海の幸を都に献上した「御食国(みけつくに)」として知られ、今も、恵まれた気候や地の利をいかした水産業、農業、観光業が営まれています。

これらの豊かな自然や悠久の歴史が培われてきた本市は、平成28年に開催された伊勢志摩サミットにおいて、「日本の原風景」という言葉で表現され、豊かな自然文化は国内だけでなく、世界にも誇れるものであることがあらためて認識されました。

そのような中、本市では、これまでに豊かな自然文化を守り、市民が郷土への愛着や誇りをもてるような地域をめざすため、平成16年に制定された景観法に基づき、平成25年に「志摩市景観計画」を策定し、「志摩の雄大な自然と悠久の歴史、伝統、文化を、『にぎわい』がめぐる景観まちづくりの推進」を目指してきました。

一方で、本市では、平成30年6月に持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取り組みを先導的に進めていく自治体である「SDGs未来都市」に選定されました。今後、景観計画では、美しい自然景観を守ることで、豊かな自然環境がより良く保全（14海の豊かさを守ろう・15陸の豊かさも守ろう）されるとともに、まちなみの景観を保全することで地域の魅力に誇りを持ち、住み続けることができるまちづくりを目指します（11住み続けられるまちづくりを）。また、農林水産業や観光業などの基盤となる豊かな自然環境を保全することで、地域の経済循環を生み出し、地域の資源を生かした産業の活性化をめざします（8働きがいも経済成長も）。



さらには、伊勢志摩国立公園が国立公園満喫プロジェクトに選定され、世界水準のナショナルパーク化をめざしていくことを目標とした「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」により、美しい英虞湾への景観を誇る「横山展望台」の大規模改修などが実施され、これまで以上により良い景観が望めるようになりました。

前回の改訂では、太陽光発電施設・風力発電施設の景観形成基準を追加としたことで、景観や自然環境に一定の理解を得て、配慮した措置が取られてきています。近年、グランピングなどテントを使用した宿泊施設が急増しており、テントの上部が白色など明度が高いものが多いため、周囲の景観との対比が強く調和が保たれないといった新たな懸念が出てきています。

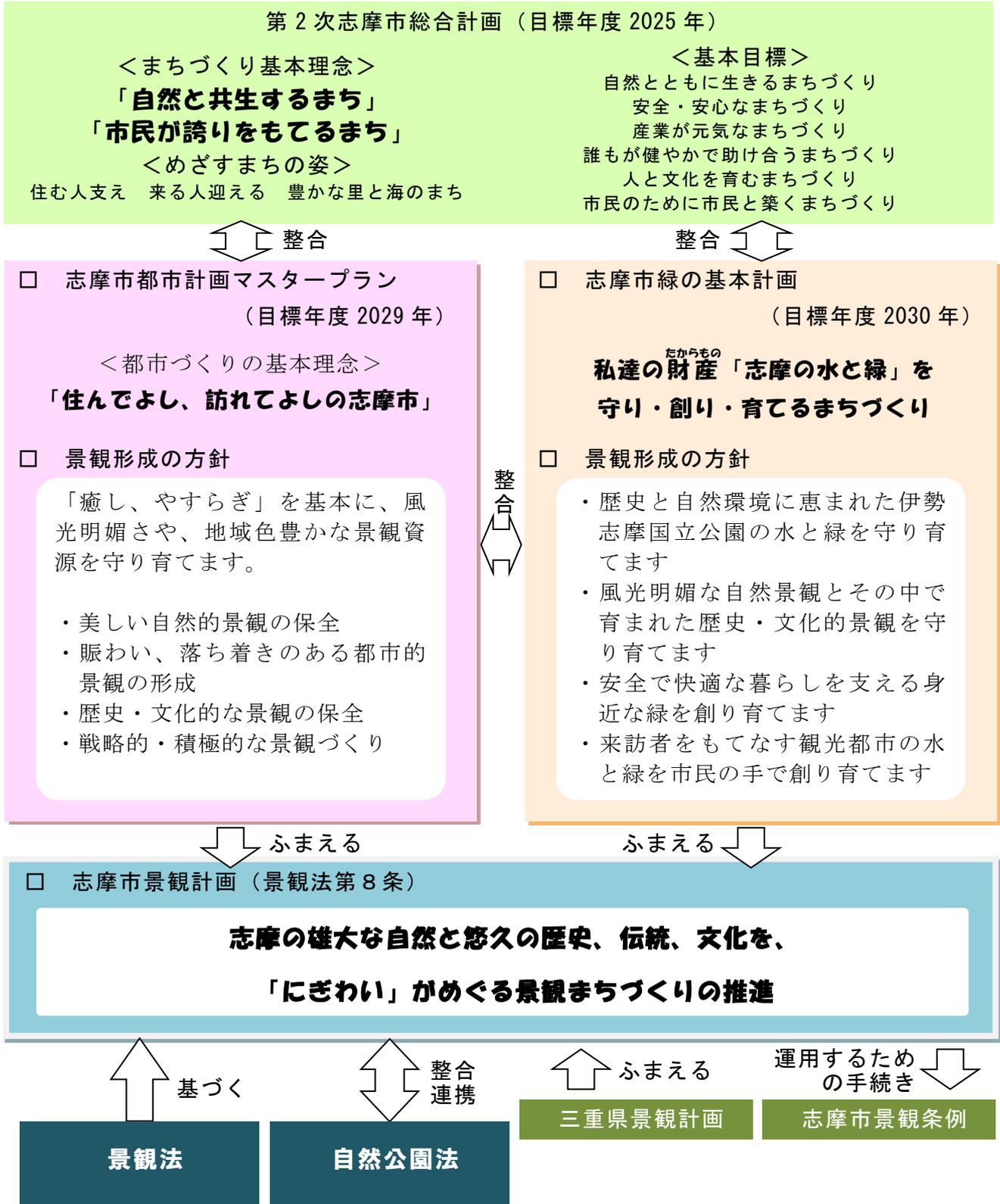
そこで、今回は、令和5年7月に伊勢志摩国立公園管理計画が一部改訂されたことを受け、志摩市景観計画に反映されていない項目である「常設テント」について、国立公園の適正な保護と利用の推進を景観計画から図る目的で、今回の改訂で届出対象行為として位置付けを行いました。

引き続き、本市の持つ自然、歴史、文化等から見た本市にふさわしい良好な景観の形成を推進していきます。

2. 計画の位置づけ

景観計画とは、都市、農山漁村、その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域について、良好な景観の形成に関する計画を定めるものです。

志摩市景観計画と上位関連計画である志摩市総合計画や、志摩市都市計画マスタープラン、志摩市緑の基本計画との関係は次のとおりです。



3. 景観形成の目標

(1) 景観形成の目標

志摩の雄大な自然と悠久の歴史、伝統、文化を、
「にぎわい」がめぐる景観まちづくりの推進

(2) 景観形成方針

志摩市における良好な景観の形成にあたっては、本市の各地域にある豊かな自然、歴史・伝統文化をもつ地区を重点候補地区とし、その地区の持つ魅力を引き出し、将来に継承します。

また、これらの地区を、良好な景観の形成に配慮した道路がネットワークとしてつなげることにより、各地区での来訪者や居住者の交流（にぎわい）の拡充を図り、それが志摩市全域に展開する、にぎわいのネットワークの形成を図ります。

にぎわいネットワークのイメージ

